相続税無料相談会のご案内

相続税の個別無料相談会を開催しております。相続税についてお悩みの方のご利用をお待ちしております。

日時　１２月１６日（水）10：00 ～ 12：00

① 10：00～10：45

② 11：00～11：45

場所　荒川税理士会館　３階大会議室

（荒川税務署隣り、荒川法人会ビルの３階）

相談内容

① 一般的な相続税について（相続税の概要）

② 個別的な相続税申告のご相談（財産評価など）

なお、申告書等の作成、チェックはおこなっておりません。弁護士業務に抵触する遺産分割のみ相談等は対象外となります。

お申込み先・受付時間（事前完全予約制）

電話　０３（３８００）５５７７

平日　１０：００ ～ １６：００

受付締切り日　　１２月２日(水)まで

お電話にて事前の予約をお願いします。
相談時間は１件につき４５分程度です。

【注】

この無料相談会によるご負担はございません。

相談だけでなく相続税の申告書作成・提出を税理士にお願いする場合には、有料となりますことをご了承ください。

報酬等については、ご依頼する税理士と個別に協議して決めていただく事になります。

主催　東京税理士会荒川支部

荒川区西日暮里６丁目７番６号

東京税理士会荒川支部

「荒川支部相続税無料相談」ご利用のみなさまへ

相談を受ける際の注意事項（必ずお読みください）

1．**税理士（税理士法人）に依頼されている方は，当相談会をご利用いただけませんのでご了承願います。**

2．税理士には税理士法により守秘義務が課されており，将来にわたりあなたの相談内容を他に漏らすことはありません。安心してご相談ください。

3．当相談会での税務相談に対する回答は，**一般的な税務の取り扱いの範囲内でのご説明**とさせていただきます。相談時間の制約，資料不足などで必ずしも十分な回答ができない場合がありますのでご了承ください。なお，**お１人当たりの相談時間は４５分以内**とさせていただきます。

4．**弁護士業務に該当する遺産分割のご相談や，相続人の間で利益の対立がある内容，個別案件での遺産分割の違いによる有利・不利判定，申告書の作成及びチェック等については，ご相談に応じられませんので予めご了承下さい。**

5．個別の相談に対する回答については，相談担当の税理士及び東京税理士会荒川支部が，法的責任を負うものではないことを予めご了承下さい。

6．ここでの回答をもとにご自身で申告，契約，登記等を具体的に行うときは，必要な書類等を準備して，税務署で相談するか税理士の関与を受けたうえで判断してください。

7．あなたの希望により，相談担当の税理士に業務を依頼された場合には，通常の受任案件として有料となります。

8．税理士の報酬額は，提供する業務の質や量などに基づき，税理士とあなたの相互の協議により決定されます。また，報酬額は税理士事務所によって異なりますので，詳細は依頼する税理士に直接お尋ね下さい。